

第4回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年4月7日(水)午後9時00分から午後10時15分

2. 開催場所 笠松町役場 4階 大会議室

3. 出席委員(14人)

会長	5番	岩田	壽
副会長	13番	松原	悟
議席	1番	奥村	彰朗
議席	2番	森	とみ子
議席	3番	後藤	清
議席	4番	安達	純彦
議席	7番	奥田	正夫
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	10番	近藤	秀隆
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	14番	森	幸泰
議席	15番	森	茂信

4. 欠席委員(1人)

議席	6番	松原	正孝
----	----	----	----

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	伊藤	博臣
書記	奥村	敬宗
書記	亀井	昭宏

6. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第4 議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 日程第 6 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
 日程第 7 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長	<p>令和 3 年第 4 回笠松町農業委員会を開催する旨を述べ、はじめに、6 番の松原委員から欠席の連絡を受けていることを報告した。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第 1 号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第 8 条の規定により議事録署名委員を 2 番 森委員 10 番近藤委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第 2 議案第 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第 8 号 番号 1 朗読】</p> <p>申請人は住宅敷地への転用申請であり、申請地の周辺の宅地化の状況等を総合的に判断し第 2 種農地とし、申請地の周辺の状況、土砂流出防止等の施工状況を説明、また、今回の申請は 50 年以上無断で転用していた場所であり、長年、利用状況調査で問題になっていた場所であるが、申請者は後見人が必要な者であるため、始末書ではなく経緯書の提出を後見人より提出してもらっていることを説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
7 番委員	<p>利用状況調査で問題になっていた場所であったため、現状に合わせた転用であるため問題ない。始末書ではなく経緯書になったことも問題ない旨述べた。</p>
議 長	<p>事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第 8 号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。</p>

	(異議なし)
議 長	続いて議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	<p>【議案第9号 番号1号朗読】</p> <p>譲受人は資材置場への転用申請であり、申請地の周辺の宅地化の状況等を総合的に判断し第2種農地とし、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施行計画及び排水計画について説明し、また今回の申請地は競売された土地であるため譲渡人はなしの旨の説明をした。</p>
議 長	担当地区委員からの発言を求めた。
9番委員	現地は、管理されずに、不法投棄等された荒れた土地であったため、適切に管理してもらえらるなら問題はない旨述べた。
議 長	事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。
	(意見等なし)
議 長	議案第9号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。
	(異議なし)
議 長	続いて議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	<p>【議案第10号 番号1～20 朗読】</p> <p>農業経営基盤強化促進法は、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進するため利用権設定等の促進事業が措置されており、地権者と農家の貸借を集団的に行うにあたり、農業委員会にて審議いただくものです。今回該当する箇所は全部で20箇所、延べ27,490㎡です。借受人は全部で5人(法人1)であり、すべての方々が農業従事者である旨を説明した。</p>
議 長	事務局から説明等を受け、農用地利用集積計画を決定することを諮っ

	た。
	(異議なし)
議 長	続いて報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局へ説明を求める。
事務局	【報告第1号 番号1～8 朗読】 相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、番号1から8の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。
議 長	事務局からの説明を受けて、質疑・意見を諮った。
	(意見等なし)
議 長	報告第1号について、原案のとおりとすることに異議がないか諮った。
	(異議なし)
議 長	報告第1号は原案のとおりとし、続いて報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第2号 番号1 朗読】 番号1は一般個人住宅への転用の届出であり、申請地は現状、既に家が建っており、現在の所有者は先代が土地を購入した時の事務手続きを知らないため現状の経緯を経緯書として提出していただいている旨説明した。
議 長	担当地区委員からの発言を求めた。
14番委員	現地は隣接する土地と一体利用されて住宅が建っており、現況に合わせた転用届出であり、土砂の流出等は問題ない旨述べた。
議 長	事務局、担当地区委員からの説明を受けて、質疑・意見を諮った。
	(意見等なし)

議 長	<p>報告第2号について、原案のとおりとすることに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>報告第2号は原案のとおりとし、続いて報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第3号 番号1～14 朗読】</p> <p>番号1は自己住宅、番号2は事務所、番号3は分譲住宅3区画、番号4と5は分譲住宅3区画、番号6は分譲住宅2区画、番号7は駐車場、番号8は一般個人住宅、番号9は分譲住宅10区画、番号10は分譲住宅1区画、番号11は物置、番号12は分譲住宅3区画、番号13は分譲住宅3区画、番号14は分譲住宅3区画への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
12番委員	<p>番号1について現地を確認し、南北が畑であるため計画どおりCB積み を施工してもらえれば問題はなく、また、生活雑排水は合併浄化槽を設置 し雨水とともに東側道路側溝に排水する旨述べた。</p>
14番委員	<p>番号2については以前に届出が提出されていたが、何も着手されずに現 在に至っており、所有者が変わることによって再度届出が提出された場所 であり、計画どおりコンクリート擁壁を設けて土砂の流出防止してもらえ ば問題ない。また、東側の水路に対しての措置もして頂くよう施工会社 には注文してあるので問題はない旨述べた。</p>
2番委員	<p>番号3については現地を確認し、周囲に田や畑は存在しないため計画ど おり施工してもらえば問題はない旨述べた。</p> <p>番号4と5については現地を確認し、田と隣接する西側と南側一部にコ ンクリート擁壁を設置し土砂の流出はない計画であり問題ない旨述べた。</p>
11番委員	<p>番号6については現地を確認し、北側、東側に擁壁を設け土砂の流出を 防ぐ施工をしていただければ問題はない旨述べた。</p>

1 4 番委員	番号7については現地を確認し、北側、西側、南側は宅地であり南側に水路がある状況であるが、施工どおり周囲にコンクリートブロックを施工していただければ問題はない旨述べた。
1 2 番委員	番号8については現地を確認し、周囲にコンクリートブロックを施工し雨水排水は東側水路に排水、生活雑排水は西側道路の下水道に排水する計画で問題ない旨述べた。
事務局	番号9については担当地区の委員が欠席のため事務局より説明する旨を述べ、現地は都市計画書が出ている箇所であり、現地確認したところ北側、東側及び西側にはL型擁壁を設置し土砂の流出を防ぐ施工がされており、また分譲区画には道路を整備し側溝を設けます。雨水は集水桝と側溝を通して北側水路に放流し、生活雑排水は南側既存の下水に放出するため問題ない旨述べた。
1 3 番委員	番号10については現地を確認し、北と東側は宅地、西側は水路、南側は水路と道路であり、L型擁壁を設けて土砂の流出がないよう施工していただければ問題はない旨述べた。
1 番委員	番号11については、現在の状況に合わせた転用届出であり、周辺に対しての問題は起こってない。始末書も出ていることから問題はない旨述べた。
1 2 番委員	番号12、13、14は同じ範囲の転用届出あり、現地を確認し北側は払下げをして側溝を設置し、西は水路を挟んで道路、東は排水路、南は道路幅を取るために町へ寄付して道路にする。東側に関してはコンクリートブロックで土砂の流出を防ぐ施工をするため問題はない旨述べた。
議 長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見を諮った。 (意見等なし)
議 長	報告第3号について、原案のとおりとすることに異議がないか諮った。 (異議なし)

議 長	報告第3号については原案のとおりとし、以上をもって本日の議案の審議をならびに報告事項は全て終了し、令和3年第4回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。
-----	--

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和3年 5月 7日

議 長
委 員
委 員

山 田 壽
森 と み 子
道 辣 香 隆